東京港における港湾ＤＸ加速化補助金（ＣＯＮＰＡＳ等活用）交付要綱

（制定）　令和４年３月 25 日付３港経振第 471 号
（改正）　令和４年５月 23 日付４港経振第 73 号
（改正）　令和５年３月 14 日付４港経振第 465 号
（改正）　令和６年２月 28 日付５港経振第 578 号
（改正）　令和８年３月 13 日付７港経振第 764 号
（改正）　令和８年７月 28 日付８港経振第 238 号

（通則）

第１条　東京港における港湾ＤＸ加速化補助金（ＣＯＮＰＡＳ等活用）（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、国土交通省が開発した新・港湾情報システム「ＣＯＮＰＡＳ（Container Fast Pass の略）」（以下「ＣＯＮＰＡＳ」という。）及び「サイバーポート（港湾物流）」（以下「Cyber Port」という。）を活用することにより、東京港におけるコンテナふ頭のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を加速させて、コンテナターミナルにおけるゲート処理時間等の短縮化や荷繰りの効率化などに取り組む東京港コンテナふ頭借受事業者等に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

（１）「ＣＯＮＰＡＳ」とは、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることで、コンテナ物流の効率化及び生産性向上の実現を目的としたシステムをいう。

（２）「Cyber Port」とは、紙、電話、メール等で行われている民間事業者間の港湾物流手続を電子化することで業務を効率化し、港湾物流全体の生産性向上を図ることを目的としたプラットフォームをいう。

（３）「Port Security カード」（以下「ＰＳカード」という。）とは、国土交通省が発行する高度に偽造防止措置が施された身分証明書であって、出入管理情報システムによる個人識別情報の照合を受けようとする者が、個人識別情報の照合を受けるために必要なＩＣカードをいう。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業は、ＣＯＮＰＡＳ及び Cyber Port を活用して次の効果を目的と

するシステム改修等に係る事業のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めたもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

（１）コンテナの搬出入に関する予約情報（以下「予約情報」という。）とＰＳカード活用によるゲート処理時間等の短縮化

（２）コンテナ搬入手続（搬入情報とターミナルオペレーションシステム情報の照合）の事前照合によるゲート処理時間等の短縮化

（３）予約情報又は車両接近情報を活用した事前荷繰りの実施による荷繰りの効率化

２　前項の事業は、補助金を交付した効果が相当程度の期間持続すると見込めなければならない。

（補助対象者）

第５条　補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業者に限る。

（１）別表１に掲げる東京港の対象ふ頭の借受事業者又はこの事業者と同等であると知事が認める事業者（以下「借受事業者」という。）

（２）借受事業者の同意を得た港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第３条第１号の一般港湾運送事業の許可を受けたもの）又はこの事業者と同等であると知事が認める事業者（以下「ターミナルオペレーター」という。）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象経費）

第６条　この補助金の対象となる経費は、第４条に認められた補助対象事業について、別表２に掲げる経費で、全体計画期間内の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「地自法」という。）第 208 条に定める各会計年度内に交付決定を受け、かつその実施に伴い発生した経費の支払が完了した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

２　補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

（補助率及び補助金上限額）

第７条　この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、別表１に掲げる対象ふ頭１件当たりの補助金額は、補助対象経費から本補助金以外の国、都又は区市町村等から交付された補助額等を差し引いた補助対象者負担額の２分の１、かつ４，５００万円を上限とする。

２　算出された額の合計に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

３　補助対象事業が複数年度にわたる場合においても、補助金の総額は、第１項に定める上限額を超えないものとする。

（審査委員会の設置）

第８条　補助対象事業の適否及び補助対象事業の進捗状況等を厳正かつ公正に審査するため、審査委員会を設置する。

２　審査委員会の設置及び審査に関する事項については、別途定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第１号様式）及び誓約書（別記第２号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に申請するものとする。

２　第５条に定めるターミナルオペレーターが前項の申請を行う場合は、借受事業者による同意書（別記第３号様式）を同時に提出しなければならない。

３　申請者が同一のバースで複数の借受事業者又はターミナルオペレーターとなる場合は、代表企業を定めた上で申請しなければならない。

４　第５条に定める借受事業者又はターミナルオペレーターが前項の申請を行う場合は、補助金交付共同申請書（別記第１の２号様式）及び誓約書（別記第２号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に申請するものとする。

５　補助対象事業の実施に当たり、やむを得ない理由により補助金の交付申請日から交付決定日までの間に事業の着手が必要な場合は、事前着手承認申請書（別記第４号様式）に必要な書類を添えて、第１項の補助金交付申請書又は前項の補助金交付共同申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（全体計画の承認）

第 10 条　この要綱に基づく補助を受けようとする者で、補助対象事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請時に、当該補助金額の総額、事業期間、補助対象事業が複数年度にわたる理由等について、全体計画承認申請書（別記第５号様式。ただし、前条第４項により申請を行う場合は、全体計画承認共同申請書（別記第５の２号様式）とする。）に必要な書類を添えて、前条第１項の補助金交付申請書又は前条第４項の補助金交付共同申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、当該補助金額の総額等を変更する場合は、速やかに同様の申請を行うものとする。

２　知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該全体計画を承認し、全体計画承認通知書（別記第６号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付決定及び通知）

第 11 条　知事は、第９条第１項から第４項までの申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

２　前項の規定による補助金の交付決定の審査に当たっては、補助対象事業が共同申請者間でのリース契約等により実施されるものである場合は、あらかじめ月々のリース料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとする。

３　補助金の額は、第６条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。
４　知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書（別記第７号様式）により、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定事業者」という。）に通知する。
５　交付決定に当たっては必要な条件を付する。

（補助金の交付申請の撤回）
第 12 条　交付決定事業者が前条第４項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。
２　補助事業者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消）
第 13 条　知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
２　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
３　第１項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第 13 号様式）により当該交付決定事業者に通知する。

（補助対象事業の内容等の変更又は中止等）
第 14 条　交付決定事業者は、第 11 条第４項の規定による補助金の交付決定後の事情の変更により次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書（別記第８号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。
（１）補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
（２）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
（３）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請内容に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
３　知事は、前項の承認をしたときは変更・中止承認通知書（別記第９号様式）により、第１項の申請をした交付決定事業者へ通知する。

（事故報告）

第 15 条　交付決定事業者は、補助対象事業が予定内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）

第 16 条　知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

（補助対象事業の遂行命令）

第 17 条　知事は、交付決定事業者が提出する報告書、地自法第 221 条第２項の規定による調査等により、補助対象事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

２　前項の命令に違反したときは、知事は、補助対象事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第 18 条　交付決定事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助対象事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（別記第 10 号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 19 条　知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定額通知書（別記第 11 号様式）により速やかに交付決定事業者に通知する。

（是正のための措置）

第 20 条　知事は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

２　第 18 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

（補助金の支払い及び請求）

第 21 条　知事は、第 19 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

２　交付決定事業者は、補助金の支払を受けるため、第 19 条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 12 号様式）を知事に提出するものとする。

（決定の取消）

第 22 条　知事は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（４）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

２　前項の規定は、第 19 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第１項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第 13 号様式）により当該交付決定事業者に通知する。

（補助金の返還）

第 23 条　知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

２　第 19 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

（違約加算金）

第 24 条　知事が、前条第１項の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係る補助金の受領日の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金）

第 25 条　交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 26 条　交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限及び処分等に伴う収入の納付）

第 27 条　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

２　交付決定事業者が前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

（財産管理）

第 28 条　交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

（帳簿の整理）

第 29 条　交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産が、省令で定めている耐用年数を経過するまで（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の５年間）、当該帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

（事業成果の調査及び公表）

第 30 条　知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとする。

（要綱の変更）

第 31 条　不測の事態が生じた際は、本要綱を変更することができる。

（その他）

第 32 条　この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施及び補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年３月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年２月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年３月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年７月 28 日から施行する。

別表１　対象となる外貿コンテナふ頭（第５条関係）

場所	対象ふ頭
大井	大井コンテナふ頭第１・２号バース
	大井コンテナふ頭第３・４号バース
	大井コンテナふ頭第５号バース
	大井コンテナふ頭第６・７号バース
青海	青海コンテナふ頭公共バース
	青海コンテナふ頭第４号バース
品川	品川コンテナふ頭バース（ＳＣ，ＳＤ、ＳＥ）
中央防波堤外側	中央防波堤外側コンテナふ頭Ｙ１バース
	中央防波堤外側コンテナふ頭Ｙ２バース

別表２　補助対象経費（第６条関係）

事項	内容
条件	（１）申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費 （２）全体計画期間内に契約が完了している経費 （３）補助金の交付決定を受けた年度内に実施及び支払が完了している経費 （４）補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、補助対象事業に係るものとして、明確に区分できる経費 （５）ＣＯＮＰＡＳ又はCyber Portの以下の機能・帳票と情報連携するために必要な経費 ＜ＣＯＮＰＡＳ＞ ア　搬出入予約機能 イ　PSカード活用機能 ウ　搬入情報の事前照合機能 エ　予約情報を活用した荷役効率化機能 ＜Cyber Port＞ Cyber Port上の事業種別「ターミナルオペレーター」がＲＷ権限を有する帳票。 （例）ア　ＵＬ０６０：空コンテナピックアップオーダー イ　ＵＬ０８０：機器受領書（ＥＩＲ） ウ　ＵＬ０９０：コンテナ貨物搬入票 ※帳票コード：帳票名称
補助対象経費	（１）システム等の開発・改修費用（委託料等） （２）ＩＣＴ機器等の導入費用（備品購入費、使用料及び賃借料等） （３）通信環境等の整備費用（工事請負費等） （４）（１）から（３）の事業実績がある場合において、その導入のために必要なコンサルタント費用（委託料等） （５）補助対象事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 （６）その他補助対象事業の目的と照らし知事が必要と認める費用
補助対象外経費	（１）補助対象事業以外に係る費用と明確に区別ができない経費（インターネット回線の使用料などの役務費等） （２）補助対象（使途、単価、規模等）の確認が不可能なもの （３）交付決定前に契約したものに対する経費 ただし、申請に基づき知事が特別に認めたものを除く （４）事務費などの間接経費（振込手数料、収入印紙代等） （５）消費税及び地方消費税 （６）公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費